

随意契約理由書

件名	西部市場昇降機設備改修工事	
契約の相手方	三菱電機ビルテクノサービス株式会社	
根拠法令	地方自治法施工令第167条の2第1項2号	
随意契約の理由	<p>本工事は、既設メーカーの独自技術に基づき設計施工されたエレベーター2基の改修工事である。対象のエレベーターは平成8年度の施設の竣工当初から運用されているため、設置から23年経過しており、メーカーの推奨する更新年を迎え、故障リスクが高まっているため、予防保全の観点から改修を行う。本工事は、低コストの工事により最大限の効果を得るため、劣化しやすい電子部品を中心とした改修を行うもので、具体的には、制御盤等のエレベーターの主要部分を更新し、劣化が少なく引き続き使用可能な部位は流用することとしている。</p> <p>また、部分更新を行うことで、作業による昇降機停止期間を極力短縮し、施設運用に与える影響を最小限にする。</p> <p>新旧各部位の電気的、機械的整合ならびに改修後の運用中におけるシステム性能を保証できる施工は、既設メーカーである上記業者でなければ不可能である。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建築住宅局設備課電気係	(電話番号 内線5258)